

平成 30 年（1 月～12 月）消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	エコロシティ(株) (平成 30 年 2 月 1 日)	<p>駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
2	(株)山野楽器 (平成 30 年 2 月 6 日)	<p>大規模小売事業者であり、音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、</p> <p>① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。</p> <p>② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
3	紅屋商事(株) (平成 30 年 6 月 20 日)	<p>大規模小売事業者であり、食品、日用品等の小売業を営む紅屋商事(株)は、納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から 1 円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。</p>	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
4 ・ 5	(株)マイナビ (株)マイナビ出版 (平成 30 年 6 月 21 日)	<p>就職、転職等のポータルサイトの運営等の事業を営む(株)マイナビは、個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料若しくは③広告販売促進業務の委託料（以下「原稿委託料等」という。）又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。</p> <p>出版業を営む(株)マイナビ出版は、個人事業者又は法人事業者に対し、原稿委託料等について(株)マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。</p> <p>※中小企業庁長官からの措置請求案件</p>	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)